産　業

標準報告書（ＴＲ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成24年10月１日に下記の標準報告書（ＴＲ）を公表した。

平成 24 年 10 月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１．ＴＲ名称及び番号

公表されたＴＲ名称及び番号

拡散テンソル磁気共鳴画像による関節軟骨のin vivo構造評価方法	ＴＲＴ0015
間葉系幹細胞ｐ16遺伝子メチル化の解析方法	ＴＲＴ0016

２．意見提出先

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１．改正された日本工業規格

透析用血液回路	Ｔ3248
オブチュレータ	Ｔ3259
カテーテル拡張器	Ｔ3260
滅菌済みカテーテルイントロデューサ	Ｔ3261
イントロデューサ針	Ｔ3262
血管カテーテル用Ｙ―コネクタ	Ｔ3263

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

経済産業大臣　枝野　幸男

記

１．制定された日本工業規格

生体活性バイオセラミックス―第１部：多孔質バイオセラミックスの気孔構造の分析方法	Ｔ0330―１
生体活性バイオセラミックス―第２部：多孔質バイオセラミックスの強度試験方法	Ｔ0330―２
生体活性バイオセラミックス―第３部：溶解速度試験方法	Ｔ0330―３
生体活性バイオセラミックス―第４部：りん酸カルシウム骨ペーストの物理化学的特性の測定方法	Ｔ0330―４
医用電気機器―第１－８部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項―副通則：医用電気機器及び医用電気システムのアラームシステムに関する一般要求事項，試験方法及び適用指針	Ｔ60601―１－８
撮影・透視用Ｘ線装置―基礎安全及び基本性能	Ｚ4751―２―54

２．改正された日本工業規格

ＩＶＲ用Ｘ線装置―基礎安全及び基本性能	Ｚ4751―２―43

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する者笹井隆一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 10 月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年10月10日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

裁判所関係

平成 24 年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）（試験地那覇市）の再実施の公告

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則８―18第23条第２項の規定に基づき、平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）（試験地那覇市）の再実施について、次のとおり告知する。

平成 24 年 10 月１日　　最高裁判所

１　再実施する試験の名称　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）

２　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験とする。

⑴　対象者　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験申込者のうち、試験地を那覇市としている者

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

⑶　試験期日　平成24年10月14日（日）

⑷　試験地　那覇市

⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成24年10月25日（木）

３　第２次試験　人物試験とする。

⑴　対象者　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の第１次試験の合格者のうち、試験地を那覇市としている者